

平成25年2月19日
長崎県公安委員会規程第1号
最終改正 令和6年3月19日

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表に関する
規程

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(行政処分の公表)

第2条 長崎県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、次条に規定する公表対象処分を行った場合は、これを公表するものとする。ただし、法第7条第2項、第23条第3項若しくは第24条第2項の規定による長崎県知事の同意若しくは法第23条第2項の規定による長崎県知事からの要請に際し、長崎県知事から当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合又は公安委員会において当該処分の公表が適切でない認められる特段の事情がある場合は、公表しないものとする。

(公表の対象とする行政処分)

第3条 公表の対象とする行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 法第7条第1項の規定による認定の取消し
- (2) 法第22条第1項及び第25条第2項第1号の規定による指示
- (3) 法第23条第1項及び第25条第2項第2号の規定による営業停止命令
- (4) 法第24条第1項及び第25条第2項第3号の規定による営業廃止命令

(公表の内容)

第4条 公表の内容は、公表対象処分を受けた者に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 認定番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市町
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第5条 公表は、別記様式の自動車運転代行業行政処分簿を長崎県警察のホームページに掲載することにより行うものとする。

(公表の期間)

第6条 公表の期間は、公表対象処分が行われた日から起算して2年間とする。

(細目の委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、法の運用に関し必要な事項の細目は、長崎県警察本部長が定める。

附 則

この規程は、平成25年2月19日から施行する。

附 則（平成28年長崎県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成28年2月26日から施行する。

附 則（令和6年長崎県公安委員会規程第5号）

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際、改正前の規程に基づいて施行日前に作成した書類は、改正後の相当規定に基づいて作成したものとみなす。

別記様式（第5条関係）

自動車運転代行業行政処分簿

被 処 分 者	認 定 番 号	公安委員会 第 号
	自動車運転代行業者の名称又は記号	
	主たる営業所が所在する市町	
処 分 年 月 日		年 月 日
処 分 内 容		
処 分 理 由		
根 拠 法 令		
処分を行った公安委員会		公安委員会

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、指示、営業停止命令又は営業廃止命令の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、理由となった行為の概要を簡潔に記載する。